

## 平成19年第2回教育委員会定例会会議録

- 1 開会宣言 平成19年2月21日(水) 午前10時
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 201会議室
- 3 出席者 梨本委員長、堀江委員長職務代理委員、長沼委員、坂爪委員、松永教育長
- 4 説明のための出席者  
阿部教育次長、永井教育総務課長、駒澤学校教育課長、金子生涯学習課長、須佐社会体育課長、羽賀図書館長、金子中央公民館長補佐、長谷川教育総務課長補佐、本多教育総務課総務係長
- 5 傍聴人 1人
- 6 議 題
  - (1) 前回会議録の承認  
平成19年第1回教育委員会定例会会議録
  - (2) 議 事  
議第 1号 三条市心身障害児童・生徒就学指導審議会規則の一部改正について
  - (3) その他
    - ア 平成18年度小・中学校卒業式参列者について
    - イ 第2回教育制度等検討委員会の開催について
    - ウ 次回教育委員会定例会の日程について
- 7 審議の経過及び結果
  - (1) 前回会議録の承認  
梨本委員長から平成19年第1回教育委員会定例会会議録について諮り、承認と決定
  - (2) 議第 1号 三条市心身障害児童・生徒就学指導審議会規則の一部改正について  
——駒澤学校教育課長が説明——  
(梨本委員長)  
三条市の方針でもあるのでよろしいかと思うが、どうか。  
—— 全員承認と決定 ——
  - (3) その他
    - ・ 平成18年度小・中学校卒業式参列者について  
——永井教育総務課長が説明——  
期 日 3月6日(中学校)、3月23日(小学校)  
——この通り進めることで、承認——

- ・ 第2回教育制度等検討委員会の開催について  
——阿部教育次長、永井教育総務課長、駒澤学校教育課長が説明——

(梨本委員長)

2月27日に第2回の教育制度等検討委員会が予定されているが、この資料は事前に各委員の手元に届くのか。

(阿部教育次長)

今日説明した資料は、この委員会が終わった後に郵送する予定になっている。

(松永教育長)

社会の教育に関する動向を掴んでもらうことも大事なので資料No.6は必要だが、教育基本法が改正されて旧の基本法と新の基本法がどういう観点で相違があるのかについても、新旧比較をした中で検討委員に示す必要はないだろうか。

(阿部教育次長)

資料No.6の10ページに、教育長が言われた「改正の視点」がある。教育基本法の改正については、文部科学大臣の談話も出されていることから、その辺も合わせて示していきたい。

(堀江委員)

第1回の検討委員会において、教育に関して自分は場違いだという声も一部から聞こえていたので、委員になったからにはしっかり勉強していただきたいと思う。

(梨本委員長)

検討委員の皆さんにはかなりの資料が事務局から出されており、これからもその傾向にあるだろうと思う。日々勉強していただきたいと思うが、同時に私も教育委員も負けずに勉強しなければならないと思う。

他に何かお気づきの点はないか。坂爪委員はどうか。

(坂爪委員)

これは余談だが、児童・生徒が1人増えることによって学級数が増え、1人減ることで1学級減ることもある。それが適正かという問題もあるが、先回の会議では、三条市独自の適正規模という話も出ていたように思う。

(梨本委員長)

事務局で作成した「小・中学校の適正規模・適正配置について」の一連の資料は、あくまでも基本資料として用意しておき、今後、さらに検討委員会において論議を深める際には、個別の地域ならではの問題点が浮き彫りになってくると思う。それをどう検討委員の皆さんがまとめていくのかということになるのだろうと思う。

(長沼委員)

教員の配置がどのようにして決定されるのかについては、今まで全く知らなかったし、学級数が教員の数にまで影響することも知らなかった次第だ。

(駒澤学校教育課長)

今日配った適正規模の資料の一番最後のページを見てほしい。永井教育総務課長から説明があったが、私がもう少し補足説明をしたい。

これは千葉市における中学校の学校規模を示したものである。千葉市は小学校で18学級（各学年3学級）以上24学級以下、中学校は12学級（各学年4学級）以上24学級以下が望ましい学級規模だとしている。

例えば中学校で学年1学級とすると全校で3学級になる。横軸は学級数、縦軸は学校の運営面に関する事で、教員の配当人数や部活動の具合、総合学習はこうなるというものを書いた表だ。

例えば、2学級と3学級の場合は6学級と9学級という編成になるわけだが、教員の配当数として6学級では11名、9学級では15名という配当になる。これはあくまでも千葉市の例だ。新潟県はこれとは違った独自の基準に基づいて行っているが、管理職を含めると新潟県の教員は6学級の場合9名、9学級の場合は14名という県の定数条例がある。その他に少人数をしているとか、生徒指導係や定数改善関連など色々名称をつけて可変はあるが一応これが基準となっている。千葉市より新潟県の方が少し厳しいといえる。

そうすると、例えば6学級では子どもたちは3年間で1人の教科担任からしか教わる事ができない。9学級になると複数定員になるので、数学でも場合によっては2人の先生から教わる事ができる。そこで子どもと教師の関係などの人間関係が広がっていく。そういう視点で見えていただければと思う。

(松永教育長)

ただ人数だけではなく学校の内部に入ると、各教科の1週間の時間が決まっている。例えば国語なら指導要領に1週間に4時間、年間で何十時間、技術は1週間に2時間と決まっている。それを、例えば美術の場合は2時間しかないので6クラスあっても週12時間でよく、先生は0.5人でいい。例えば国語が1週間に4時間ならば一学年で $4 \times 5 = 20$ 時間必要だ。60時間必要ならば2人以上の国語の先生がいなければならぬ。一人の持ち時間が多すぎても少なすぎてもいけない、そういう計算をしていく。

そして配当で国語は何人とか、技術、音楽は1人ずつでいいとか、数学、英語は1.5人でいいという人数を出してくる。必ずしも6学級だから国語の先生1人で全部3年間やるわけではなく2人くらいいないとだめだということになる。これは数字上のことだけだが、中身は教科によって色々なバラつきがある。大きな学校になれば技術の先生は2人必要だということになる。

小・中学校とも、教員の配置については、直接学校現場に入って見ないとその内容がわからないと思うし、一般の人では、なかなか理解できない部分だろうと思う。

(堀江委員)

私は小学校の教員だったので中学校の教員配置については十分理解していない。

(長沼委員)

私は英語の教員だったが、英語の先生が少なかったのか美術の先生が教えているということも聞く。市で補充の教員を雇うということはあるのか。

(松永教育長)

採用や任免権は県教委なので、県が選任する。ただ、国の教育再生会議や中教審でも、

教員を採用する人事権は市町村教委に移譲すればいいのではないのかという議論もある。新潟市は政令指定都市となることから県と同様、自市の教員採用については任免権を有することとなる。しかし、あくまでも県費負担教員については、県が最終的な決定権を有することとなる。

(長沼委員)

例えば、三条市がお金を支払い雇用した市独自の教師が教育をしてはいけないのか。

(松永教育長)

当市では、教育補助員という形で教員免許を有している人に限って中学校を現在手伝ってもらっている。その人たちは教員ではないので正規の教員と一緒に教室に入ってもらっている。現在、市費負担の教員は当市では採用していない。

(梨本委員長)

これは千葉市の表だが、その隣に新潟県の例として似たようなものを出すことは難しいのか。

(駒澤学校教育課長)

難しい。教員の配置については、学級数や児童生徒数及び現場の校長の考え方もあり、それぞれ学校事情が異なることから一律ではない。

(梨本委員長)

先程、小学校の校長をされた堀江委員からも中学校での教員の配置についてはよくわからないとの発言があったが。

(松永教育長)

そこで教員の意識改革が必要となる。小学校のことだけとか、中学校のことだけしか知らないようでは連続性がない。そういう意識を改革し、学習指導要領を始め、それをみんなで勉強することによって小・中が連携した教育での人づくりを実施できないかと教育制度等の中で今提案をしている。

(駒澤学校教育課長)

小学校は小学校で先生の方や文化がある。中学校は中学校の文化があって、それを勝手にかき回すことはできない。それらを踏まえた中で、より効果の上がる連携の在り方を構築していかなければならないと考える。

(梨本委員長)

一応、このような形の資料を検討委員の皆さんに用意することでスタートする。委員の皆さんからの発言で色々気付かせていただき、少しずつ育て上げていく視点も大事なかもしれない。このようなことから事務局においては2月27日の準備をよろしく願いたい。

——この通り進めることで、承認——

次回教育委員会定例会の開催日時について、永井教育総務課長から諮り次のとおり決定する。

日 時 平成19年3月29日(木) 午後1時30分

会 場 三条市役所栄庁舎 201会議室

8 閉会宣言 平成19年2月21日 午前11時

三条市教育委員会会議規則第38条及び第39条の規定により、会議の顛末を記載してここに署名する。